

○消費者庁 告示第1号
国土交通省

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第一条第七号の規定に基づき、住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第七百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日

消費者庁長官 新井ゆたか

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第七号の住宅性能評価を行った住宅（以下「当該住宅」という。）に関する基本的な事項は、当該住宅が新築住宅である場合にあつては次の表一の、既存住宅である場合にあつては次の表二の(イ)欄に掲げるものとし、同号に規定する確認は、それぞれの表の(イ)欄に掲げる住宅に関する基本的な事項に応じ、それぞれの表の(ロ)欄に掲げる方法により行うものとする。

表一 (略)
表二

住宅に関する基本的な事項	(イ)	確認の方法	(ロ)
	(1) 当該住宅の地上階の数及び地下階の数		
一 当該住宅の概要に関する事項	(2)・(3) (略)	(略)	
	(4) 当該住宅の構造の種類（複数の構造が用いられる場合にあつては、その主たるもの及びそれ	評価員に当該住宅の目視等により行わせるものとする。ただし、これらができなかった場合は、設計図書等又は申告書により行うものとする。	

改正前

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第七号の住宅性能評価を行った住宅（以下「当該住宅」という。）に関する基本的な事項は、当該住宅が新築住宅である場合にあつては次の表一の、既存住宅である場合にあつては次の表二の(イ)欄に掲げるものとし、同号に規定する確認は、それぞれの表の(イ)欄に掲げる住宅に関する基本的な事項に応じ、それぞれの表の(ロ)欄に掲げる方法により行うものとする。

表一 (略)
表二

住宅に関する基本的な事項	(イ)	確認の方法	(ロ)
	(1) 当該住宅の地上階の数及び地下階の数		
一 当該住宅の概要に関する事項	(2)・(3) (略)	(略)	
	(4) 当該住宅の構造の種類（複数の構造が用いられる場合にあつては、その主たるもの及びそれ	評価員に当該住宅の目視により行わせるものとする。ただし、これらができなかった場合は、設計図書等又は申告書により行うものとする。	

			十二 建築設備に関する事項	二〇十一 (略)	
(6)～(12) (略)	(5) 当該住宅の専用部分に設置されている(1)から(4)までに掲げる建築設備以外の設備の種類	(2)～(4) (略)	(1) 当該住宅の専用部分の給水管、排水管及び給湯管の材料の種類	(略)	以外のもの)
(略)	申告書の内容について、評価員に当該住宅の目視等により行わせるものとする。ただし、これらができない場合は、設計図書等又は申告書により行うものとする。		評価員に当該住宅の目視等により行わせるものとする。ただし、これらができない場合は、設計図書等又は申告書により行うものとする。	(略)	

			十二 建築設備に関する事項	二〇十一 (略)	
(6)～(12) (略)	(5) 当該住宅の専用部分に設置されている(1)から(4)までに掲げる建築設備以外の設備の種類	(2)～(4) (略)	(1) 当該住宅の専用部分の給水管、排水管及び給湯管の材料の種類	(略)	以外のもの)
(略)	申告書の内容について、評価員に当該住宅の目視等により行わせるものとする。ただし、これらができない場合は、設計図書等又は申告書により行うものとする。		評価員に当該住宅の目視等により行わせるものとする。ただし、これらができない場合は、設計図書等又は申告書により行うものとする。	(略)	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。